平成３０年（フ）第３５号
神戸市長田区滝谷町２丁目８番３―502号
債務者　早川賛敏こと　ＰＡＲＫ　ＣＨＡＮ　ＭＩＮ　朴　　賛敏
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４２号
神戸市垂水区学が丘６丁目１番36―902号
債務者　中山眞由美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９３号
神戸市中央区南本町通６丁目３番17―911号
横山方
債務者　阪田　浩二
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１００号
神戸市須磨区道正台１丁目３番12―308号
債務者　丸岡　美香（旧姓藏）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０２号
神戸市兵庫区都由乃町２丁目３番１号　テラスＭＩＴＯ103号室、従前の住所兵庫県明石市大蔵谷奥８番３号　コージーコート朝霧Ｉ番館101号
債務者　久安　康祐
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１２号
神戸市東灘区御影本町５丁目８番５号
債務者　川渕　美佳（旧姓兼時）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１５号
神戸市垂水区狩口台１―５―102　伊藤方、住民票上の住所神戸市西区伊川谷町有瀬861番地の41
債務者　二ノ宮純子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２９号
神戸市灘区浜田町４丁目２番13―103号、従前の住所神戸市東灘区住吉宮町２丁目16番１―201号
債務者　竹田　正広
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１０７４号
埼玉県久喜市菖蒲町新堀420番地
破産者　有限会社斉藤アルミ
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４５号
さいたま市北区宮原町３丁目563番地
破産者　ブラスト産業有限会社
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４６号
埼玉県志木市柏町６丁目29番65号
破産者　ライフコンシェルジュ株式会社
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
松江市玉湯町玉造1254番地２　クレメントブリーズＢ―102
破産者　小見波泰秀
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９２７号
札幌市西区福井10丁目１番５号
破産者　梶　　顕浩
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８３号
埼玉県所沢市大字松郷142番地２
破産者　株式会社アムテル
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４４３号
埼玉県飯能市大字小岩井706番地１
破産者　岩泉工業株式会社
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７９５７号
東京都杉並区西荻北３―31―６―301、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区西荻北３丁目33番14号
破産者　株式会社きんのくわがた社
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９５８号
東京都杉並区西荻北３丁目31―６―301
破産者　松崎　　剛
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２２０号
東京都国分寺市富士本３丁目２番地21ベルゾーネ武蔵野203
破産者　小野寺利江
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部